

平成27年2月定例府議会議案説明要旨

今次定例府議会に提出しました第1号議案から第145号議案並びに第1号報告から第16号報告について、その概要を説明します。

府財政は、歳入面では平成26年4月に地方消費税の税率が引き上げられた影響や景気動向により、府税収入全体ではリーマンショック前の水準にまで回復するものの、歳出面では社会保障経費や公債費などの義務的な経費が増えており今後も増大する見込みであるなど、依然予断を許さない状況です。

しかしながら、府民の皆さまの負託に応えるためには、財政規律を堅持しつつも、人口構造の転換など社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要な施策を時機を逸さず的確に実施していかなければなりません。

このため、今回の予算編成においては、これまでの改革の取り組みを継承・発展させ、“大阪の再生”の実現をめざすため、財政運営基本条例や「行財政改革推進プラン（案）」、「府政運営の基本方針2015」を踏まえ、事業効果や手法の妥当性を検証しつつ、知事重点事業特別要求枠を創設するなど、徹底した「選択と集中」による施策の重点化を図りました。

この結果、南海トラフ巨大地震対策や集中豪雨対策などの減災・治安や、子ども・子育て支援といったセーフティネットなどの“安全・安心”を着実に確保するとともに、大阪産業の活性化、教育、都市魅力創造など“大阪の成長”を実現するための施策に重点的に財源を配分しました。

また、大阪の都市魅力創造に関する事業の協調実施、広域的な効果や受益のある事業への一定の関与により、大阪府・大阪市が連携して、“大阪の再生”を図る取組みを行うこととしました。

このようにして編成しました当初予算案の総額は、

一般会計で 3兆 2,885億 2,762万2千円

特別会計で 1兆 5,122億 9,152万円

合計で 4兆 8,008億 1,914万2千円

です。

第1号議案「平成27年度大阪府一般会計予算の件」について、その主な内容を順次説明します。

(大阪府市大都市局関係予算)

大阪府市大都市局関係の予算は、5億4,294万8千円です。

大阪府市統合本部などの運営費負担金を計上しました。

(政策企画部関係予算)

政策企画部関係の予算は、総額82億6,221万9千円です。

主な事業予算としては、国際博覧会の大阪誘致の可能性を経済界等とともに検討等を行うための事業費2,196万余円のほか、特区事業を迅速に推進するため、内閣府と関西3府県の共同運営による関西圏国家戦略特別区域会議事務局の運営費395万円を計上しました。

また、通信速度の高度化や衛星無線による通信経路の二重化など機能を大幅に拡充した防災行政無線の運用を行うための管理費 3 億 1,318 万余円や、小学校の登下校時における子どもを狙った犯罪の抑止を図るための防犯カメラ設置促進事業費 1,600 万円、性暴力被害の潜在化、深刻化を防止するため、性暴力被害者支援ネットワーク強化に取り組む犯罪被害者等支援事業費 292 万余円を計上しました。

(総務部関係予算)

総務部関係の予算は、総額 363 億 4,644 万 5 千円です。

主な事業予算としては、市町村の自律化に向けた体制整備等の取組みを支援する市町村振興補助金 10 億 4,000 万円、平成 27 年 4 月の任期満了に伴う府議会議員選挙及び同年 11 月の任期満了に伴う知事選挙の執行経費 39 億 6,033 万円を計上しました。

また、庁舎本館耐震改修等事業として耐震改修工事等 35 億 9,391 万余円、咲洲庁舎設備改修等事業として 5 億 4,665 万余円を計上するとともに、新別館から新成人病センターなどへの連絡通路等整備工事など、大手前地区庁舎周辺整備事業 5 億 3,946 万余円を計上しました。

(財務部関係予算)

財務部関係の予算は、総額 1 兆 617 億 5,356 万 5 千円です。

主な事業予算としては、企業・大学等と各部局をつなぐワン

ストップ窓口として、公民戦略連携デスク（仮称）を新たに設置するための経費 179 万余円を計上するとともに、府と市町職員が相互に身分を併任し、共同して個人住民税等の徴収事務を行う大阪府域地方税徴収機構（仮称）を新たに設置、運営するための地方税徴収機構運営事業費 2,645 万余円を計上しました。

（府民文化部関係予算）

府民文化部関係の予算は、総額 1,216 億 530 万 7 千円です。

主な事業予算としては、「2015 シンボルイヤー」にあたり、大阪の集客力と知名度を高め、大阪のポテンシャルを内外に発信するプログラムを展開するための大阪都市魅力創造プロジェクト事業費 3,000 万円、大阪の文化振興の担い手を育成し、大阪の魅力を強力に発信する文化魅力育成プロジェクト事業費 4,500 万円や、2019 年のラグビーワールドカップ開催国が日本に決定したことを契機に、開催都市立候補地である東大阪市とともに大阪の都市魅力を広く内外に発信するラグビーワールドカップ 2019 招致事業費 406 万余円などを計上しました。

また、進路選択時に自由な学校選択の機会を提供するための私立高等学校等生徒授業料支援補助金 218 億 9,849 万余円、子ども・子育て新制度における認定こども園等の運営費を負担するための施設型給付費等負担金 24 億 9,161 万余円を計上しました。

(福祉部関係予算)

福祉部関係の予算は、総額 4,723 億 8,829 万 7 千円です。

主な事業予算としては、社会保障と税の一体改革に伴う充実として、介護施設等の整備や介護従事者の確保を支援するため地域医療介護総合確保基金事業費 56 億 1,625 万余円、放課後児童クラブの運営費補助などを市町村に補助する子ども・子育て支援事業費 50 億 4,793 万余円などを計上しました。

また、乳幼児にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する乳幼児医療費助成事業費については、補助制度を再構築し 38 億 9,476 万余円を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度の実施に合わせ、市町村における乳幼児医療を含む子育て支援施策の充実を支援するための新子育て支援交付金 17 億円を計上しました。

このほか、国民健康保険財政調整交付金 491 億 3,600 万余円、障がい者自立支援給付費等負担金 366 億 684 万余円、介護給付費負担金 909 億 2,919 万余円、後期高齢者医療給付費負担金 776 億 5,236 万余円などの社会保障関係の義務的経費を計上しました。

(健康医療部関係予算)

健康医療部関係の予算は、総額 944 億 2,922 万 8 千円です。

主な事業予算としては、病床の機能分化や連携強化、居宅等における医療の充実、医療従事者の確保に資する事業を実施するため地域医療介護総合確保基金事業費 61 億 8,244 万余円を

計上しました。

また、成人病センターの建替え整備に要する経費及び隣接地に整備する重粒子線がん治療施設の用地取得等に要する経費、あわせて55億4,456万余円を計上するとともに、大阪府市が連携し、医療体制の機能強化を図るため、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備に要する経費5億3,944万余円を計上しました。

（商工労働部関係予算）

商工労働部関係の予算は、総額4,404億2,661万9千円です。

主な事業予算としては、府内の対象地域に企業立地を促進するため等の補助金16億9,780万余円、水素ステーションを核とした水素拠点整備のための既存施設撤去費等、水素関連ビジネス創出基盤形成事業費7,278万余円、小規模事業者等に対する経営支援として、小規模事業対策費19億7,098万余円、商店街の商業機能の強化のための地域連携型商機能強化モデル創出事業費1,561万余円を計上しました。

制度融資については、金融機関等と連携し、頑張る中小企業を応援するとともに、安心できる規模による金融セーフティネットとして、3,859億1,500万円を計上しました。

雇用の推進としては、OSAKAしごとフィールド内に女性専門の相談コーナーや保育機能を付加するなど、女性の就業機会拡大のための総合的な取組みとして、2億7,166万余円を計上しました。

(環境農林水産部関係予算)

環境農林水産部関係の予算は、総額 185 億 3,328 万 7 千円です。

主な事業予算としては、近年の局地的な集中豪雨等の対策として、水防上監視の必要なため池に、水位計等の観測機器を設置するため池安全安心向上促進事業費 1,000 万円、治山ダムの整備や危険木の伐採、搬出を行う山地災害・流木防止緊急対策事業費 2 億 506 万円を計上しました。

また、南海トラフ巨大地震への備えとして、防潮堤液状化対策の実施設計等を行う漁港整備保全費 3 億 693 万余円を計上しました。

このほか、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制等への取組みとして、新たなエネルギー社会の構築推進事業費 6 億 1,189 万余円、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費 8 億 4,385 万余円を計上しました。

(都市整備部関係予算)

都市整備部関係の予算は、総額 1,722 億 4,492 万 9 千円です。

主な事業予算としては、道路事業関連として、大和川線など都市計画道路や新名神高速道路へのアクセス道路の整備推進など 666 億 1,812 万余円を計上しました。

河川砂防事業関連としては、南海トラフ巨大地震に伴う液状化により沈下する恐れがある防潮堤の地盤改良工事や、土砂災害対策、寝屋川流域総合治水対策など 534 億 2,346 万余円を計上しました。

交通対策事業関連としては、大阪外環状線鉄道の建設を促進する大阪圏鉄道網整備費や、大阪モノレール延伸の採算性の検証などを行う公共交通戦略推進費など 23 億 6,451 万円を計上しました。

(住宅まちづくり部関係予算)

住宅まちづくり部関係の予算は、総額 87 億 753 万 3 千円です。

主な事業予算としては、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽住宅の除却や建替え、道路・公園などの公共施設の整備を促進するとともに、延焼拡大の抑制、避難路等の確保のため、延焼遮断帯として道路を整備する密集住宅市街地整備促進事業費 6 億 677 万余円を計上しました。

また、うめきた 2 期区域を斬新で独自性が高く、世界に印象付ける「大阪の顔」となる都市空間とするため、「みどり」を中心としたまちづくりを実現させるうめきたまちづくり推進費 1,650 万円を計上しました。

(公安委員会関係予算)

公安委員会関係の予算は、総額 2,720 億 6,311 万 8 千円です。

主な事業予算としては、警察官の条例定数を 63 人増員して 21,338 人とし、一般職員 1,818 人を含め、職員費 2,146 億 2,405 万余円を計上しました。

また、事故多発箇所における交通事故の抑止対策、通学路に

おける安全対策や老朽化した信号柱の更新などを進める交通安全施設等整備事業費 73 億 3,324 万余円、豊中警察署ほか 3 署及び淀川警察署別館の建替整備事業費 35 億 5,524 万余円、街頭犯罪抑止総合対策として公判を見据えた客観的証拠の収集強化を図る地域警察官現場活動支援システム構築事業費 2,461 万余円を計上いたしました。

さらに、大阪府、大阪府警、大阪市が協力し、引き続き「あいりん地域を中心とする環境整備」を推進するための西成（あいりん地域）特別対策事業費 1 億 351 万円を計上しました。

（教育委員会関係予算）

教育委員会関係の予算は、総額 5,812 億 2,412 万 7 千円です。

主な事業予算としては、平成 28 年 4 月に大阪府立特別支援学校 12 校が大阪府へ一元化されることに伴い、必要となる環境整備を行うための事業費 3 億 4,631 万余円を計上しました。

また、中学校の生徒指導機能の充実を図るための緊急支援事業費 3 億 3,000 万円を計上するとともに、府立学校における ICT 教育環境の整備を進めるための学校情報ネットワーク再構築事業費 1 億 3,770 万余円、エンパワメントスクールへの改編等を実施するための府立高等学校再編整備事業費 1 億 8,603 万余円を計上しました。

（歳入予算）

歳入予算については、府税収入が、平成 26 年 4 月の地方消

費税の税率引上げ、法人事業税復元など税制改正の影響の増大や、景気の緩やかな回復により、地方消費税、法人二税は前年度当初予算より増額となる一方、不動産取得税等の減少などを踏まえ、前年度当初予算額と比べ 2,236 億 7,436 万余円増額となる 1 兆 3,961 億 5,736 万 5 千円を計上しました。

地方消費税清算金については、地方消費税の納付見込数に応じて推計し 3,035 億 7,100 万円を計上するとともに、国税として徴収し地方に譲与される地方譲与税については、1,457 億 2,500 万余円を計上しました。

地方交付税については、国の地方財政計画等を勘案し 2,520 億円を計上しました。

国庫支出金については、義務教育費国庫負担金や公共事業等の歳出に見合う国庫補助金など 2,321 億 8,082 万円を計上しました。

繰入金では、国からの交付金を積み立てた基金を活用するとともに、財源対策として財政調整基金を取り崩すなど、958 億 920 万余円を計上しました。

諸収入は、中小企業向けの制度融資に係る貸付金償還金等貸付金元利収入など 4,699 億 125 万円を計上しました。

地方債については、徹底した事業の必要性の精査を行った上で、建設事業等の財源として、行政改革推進債を含め 984 億 9,300 万円及び、前年度当初予算額と比べ 650 億円減額となる地方交付税の代替財源である臨時財政対策債 2,050 億円や地

方財政法 33 条の 5 の 3 減収補填債 315 億円を合わせた総額では、前年度当初予算額と比べ 336 億 5,900 万円減額となる 3,349 億 9,300 万円を計上しました。

その他の歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などを計上しました。

(債務負担行為)

債務負担行為としては、工事請負契約や各種の融資などに伴う損失補償・利子補給等をするものなど、合わせて 86 件について計上しました。

その主なものとしては、道路改良事業 144 億 9,631 万余円、津波・高潮対策事業 131 億 9,700 万円などを計上しました。

(地方債)

地方債としては、35 件、3,349 億 9,300 万円を計上しました。

その主なものとしては、道路事業費 340 億 3,700 万円、河川砂防事業費 281 億 7,800 万円、臨時財政対策債 2,050 億円などを計上しました。

(一時借入金)

一時借入金については、平成 27 年度において歳計現金に不足が生じた際、4,500 億円の範囲内で一時借入れを行うものです。

(歳出予算の流用)

歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に過不足が生じた場合、同一款内での各項間の流用について定めるものです。

次に、第2号議案から第18号議案は、平成27年度の特別会計の予算案です。

その主なものとして、「流域下水道事業」においては、府内7流域、14か所の水みらいセンターにおける建設費等を計上しました。

「大阪府営住宅事業」においては、耐震化、バリアフリー化を推進するための建設費等を計上しました。

「公債管理」においては、府債の元利償還金等を計上しました。

第19号議案から第32号議案は、平成26年度補正予算案です。

第19号議案「平成26年度大阪府一般会計補正予算(第5号)の件」は、総額1,164億1,050万2千円を減額補正するものです。

歳入予算の主なものとしては、輸入額の増加による地方消費税の税収の増などにより、府税339億6,686万余円、地方譲与税195億9,395万余円、地方交付税192億5,411万余円をそれ

ぞれ増額しました。一方、年度中の収支改善に伴う財政調整基金の取崩し回避などにより繰入金 550 億 3,105 万余円、中小企業向け制度融資の貸付金元利収入の減少などにより諸収入 1,097 億 9,862 万余円、法人二税の増収に伴う減収補填債の減額等により府債 332 億 3,200 万円をそれぞれ減額しました。

歳出予算の主なものとしては、入札結果による建設事業費の減額や人件費の減額のほか、中小企業向け融資資金貸付金 1,112 億 4,350 万円等を減額しました。一方、低所得者世帯等に対する生活福祉資金の充実や市町村等が実施するセーフティネット機能を強化するため 46 億 3,594 万余円の増額、また、大阪府都市開発株式会社の株式売払収入 367 億 5,000 万円を公共施設等整備基金に積立てるため増額しました。

以上により、平成 26 年度の一般会計の補正後予算額は、2 兆 9,851 億 4,482 万 9 千円となります。

繰越明許費としては、事業主体の工事遅延等やむを得ない事情により年度内に執行が終わらないもの 44 件、総額 150 億 4,671 万 8 千円を翌年度に繰り越すこととしました。

債務負担行為補正としては、新たに債務負担行為を設定するもの 2 件、限度額のみを変更するもの 4 件、不要となったもの 2 件、合計 8 件の補正をお願いするものです。

地方債補正としては、事業費等の確定に伴う、道路事業費や臨時財政対策債の減など、32 件、総額 332 億 3,200 万円の減額補正をお願いするものです。

第 20 号議案から第 32 号議案は、特別会計の補正予算であ

り、総額 146 億 120 万 2 千円の減額補正をお願いするものです。

次に、予算案以外の議案について説明します。

第 33 号議案から第 79 号議案及び第 143 号議案は、事件議決案で地方自治法等の規定に基づき議決をお願いするものです。

第 33 号議案から第 38 号議案は、いずれも負担金徴収の件であり、平成 27 年度において本府が施行する土地改良事業等により利益を受ける市町村から負担金を徴収するものです。

第 39 号議案から第 44 号議案は、負担金変更の件であり、土地改良事業等の事業費の変更に伴う受益市町村の負担金を変更するものです。

第 45 号議案から第 48 号議案は、道路改良事業などについて工事請負契約を締結するものであり、予定価格が 5 億円以上となるものです。

第 49 号議案から第 52 号議案は、工事請負契約等の変更の件であり、道路改良事業などに係る契約金額を変更するものです。

第 53 号議案は、府立八尾支援学校東校敷地を売却するものであり、土地面積が 2 万 m²かつ予定価格 1 億円以上のものです。

第 54 号議案は、株式会社大阪府食品流通センターの株式を売却するものであり、予定価格が 1 億円以上のものです。

第 55 号議案は、不動産及び動産の無償譲渡の件であり、旧

府立大東園及び旧府立白鷺園の自立健全経営を図るため、社会福祉法人に対し、土地を無償譲渡するものなどです。

第56号議案から第71号議案は、府が有する債権を放棄するものです。

第72号議案は、大阪市と共同して大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会を設置するため、規約を定めるものです。

第73号議案は、関西広域連合と大阪府との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約を廃止するものです。

第74号議案は、堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を1年間延長するため、規約を変更するものです。

第75号議案は、包括外部監査契約を締結するものです。

第76号議案は、大阪府・大阪市特別区設置協議会から送付を受けた特別区設置協定書について、総務大臣の意見を添えて、承認を求めるものです。

第77号議案は、地方独立行政法人大阪府立病院機構が府から出資を受けた財産の一部を除却したこと等により、同法人の定款を変更するものです。

第78号議案は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と地方独立行政法人大阪市立工業研究所が新設合併すること及び新設合併により設立する地方独立行政法人の定款を定めるものです。

第79号議案は、阪神高速道路株式会社が料金徴収期間を延

長することについて同意するものです。

第143号議案は、行財政改革推進プラン（案）における基本方針のうち改革のめざすもの（基本的な考え方）中、「（1）現状認識」、「（2）プランの位置づけ」、「（3）改革の目標（理念）」、「（4）計画期間」について定めるものです。

第80号議案から第141号議案、第144号議案及び第145号議案は、条例案でありまして、新たに制定するもの5件、一部改正するもの58件、廃止するもの1件です。

その主なものについて説明します。

第80号議案及び第81号議案は、財政状況を踏まえ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の管理職手当及び知事、副知事等の給料の月額、期末手当等について減額措置を行うため、必要な事項を定めるものです。

第82号議案は、市民公益税制として、個人の府民税の税額控除の対象となる地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定めるものです。

第83号議案は、民生委員法の改正により、民生委員の定数を条例で定めることとされたため、必要な事項を定めるものです。

第84号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、条例に定める場合を除くほか教育長に職務に専念する義務が課せられることに伴い、教育委員会の承認を得て、

教育長の職務に専念する義務を免除されることとするため、必要な事項を定めるものです。また、第85号議案及び第129号議案から第131号議案は、同法の改正により、教育委員会の委員長の職が廃止され、及び教育長が委員でなくなることに伴い、それぞれ所要の改正を行うものです。

第86号議案は、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会ほか3つの附属機関を新たに設置するなど、所要の改正を行うものです。

第87号議案は、府内の全ての市町村に消防本部又は消防署が置かれることとなり、危険物の製造所等の設置の許可等の事務を当該市町村が処理することとなるため、所要の改正を行うものです。

第88号議案は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって府民の権利利益の保護に資するため、府の機関がする処分及び行政指導について、「処分等の求め」及び「行政指導の中止等の求め」の手続きを定めるものです。

第89号議案は、給与制度の総合的見直しによる給料表に定める給料月額の下げを踏まえた国家公務員の退職手当の調整額の上げに準じ、職員の退職手当の調整額の上げを行うなど、所要の改正を行うものです。

第90号議案は、通勤手当の額に上限額を設定するものです。

第96号議案は、大阪府立上方演芸資料館について、公募型の指定管理者制度を廃止するため、所要の改正を行うものです。

第112号議案は、知事指定薬物を指定する事務手続きの迅

速化を図るため、所要の改正を行うものです。

第117号議案は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と地方独立行政法人大阪市立工業研究所との新設合併に伴い設立される地方独立行政法人評価委員会の名称を大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会とするものです。

第118号議案は、障がい者の雇用を促進するため、法人が事業税の軽減を受けようとする場合に満たすべき要件及びその軽減措置の延長を行うため、所要の改正を行うものです。

第119号議案は、府域の温室効果ガス排出総量の削減を図るため、エネルギーの使用量が相当程度多い者が届け出る事業活動に係る温室効果ガス対策等の計画並びにその結果について評価するなど、必要な事項を定めるものです。

第125号議案は、砂防指定地内において本条例に違反し監督処分を受けた者の氏名等を公表することができることとするなど、所要の改正を行うものなどです。

第132号議案は、児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の教職員の定数を217名増員するものなどです。

第133号議案は、大阪府立中之島図書館において、公募型の指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものなどです。

第134号議案は、市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善に伴い、府費負担教職員

の定数を105名減員するものです。

第137号議案は、警察法施行令の改正に伴い、警察官の定員を63名増員するものです。

第139号議案は、風俗営業の営業所の設置を制限する規定に幼保連携型認定こども園を加えるものです。

第141号議案は、大阪府立整肢学院を民営化し、大阪府立施設としては廃止するものです。

その他の条例案については、事務の一部を市町村が処理することとするため所要の改正を行うもの、国の交付金を活用した基金について事業実施期間の延長や処分に係る規定を追加するもの、地方分権改革第4次一括法に基づき、所要の改正を行うもの、法令等の改正に伴い所要の改正を行うものなどです。

第142号議案は、人事案件で、大阪府公害審査会委員について、平成27年3月31日に任期満了となる大久保規子氏、中川真氏、中川元氏を再任するとともに、石川宗孝氏、小田周治氏、溝端朗氏の後任者として、尾崎博明氏、近藤明氏、福原哲晃氏を新たに任命いたしたく、公害紛争処理法の規定に基づき同意をお願いするものです。

第1号報告から第11号報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から委任をいただいている事項について専決処分にしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

第12号報告から第14号報告は、大阪府債権の回収及び整理に関する条例の規定により、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過し、債権金額が1万円以下のものについて、債権放棄しましたので、報告するものです。

第15号報告は、大阪府財政運営基本条例の規定に基づき、財政調整基金の積立目標額について報告するものです。

第16号報告は、大阪府環境基本条例の規定に基づき、平成27年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策について報告するものです。

以上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。